

堺個審答申第109号

(答申第145号)

令和4年 1月26日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会

会 長 矢 口 智 春



答 申

令和4年1月21日付け福給第70号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業にかかる給付金システムの導入について
分 類	条例9条1項【電子計算機処理の制限-新規事務の事前審議】 条例9条3項2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担 当 課	健康福祉局 生活福祉部 福祉臨時特別給付金室
審 議 日	令和4年1月21日 (第193回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和4年1月21日付で堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業にかかる給付金システムの導入については、当該臨時特別給付金事務の迅速かつ正確な遂行のために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

- (1) 臨時特別給付金の確認書及び申請書は、ひとたび漏えい等が起これば計り知れない損害が予想されることから、厳格に取り扱い及び保管方法を定め、万全の保護措置を講じること。
- (2) 本件システムにおいて、既存のシステムと情報連携を行うため記録媒体を使用する際は、情報セキュリティ実施手順その他の規則等を遵守し適切な情報管理を行うこと。